

改訂前

改訂後 (2025.11.18)

表-1.2 自治体別共通書類一覧(物品・役務) 留萌・宗谷地域

様式番号	分類	提出書類	留萌市		小樽市		穂積町		真狩町		中標町		枝幸町		備考
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
(様式3)	証明書等	履歴書(全通書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式4)	証明書等	代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	
(様式5-1)	証明書等	営業証明書(商標及び営業開始日の記載があるもの)	-	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	営業証明書に業種及び営業開始日 が記載されていない場合は営業証 明書の発行がない場合
(様式5-2)	証明書等	営業開始日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類	-	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	営業開始日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類
(様式6)	申請書作成	従業員名簿	-	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式7)	証明書等	印鑑証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式8)	申請書作成	使用印鑑類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式9)	申請書作成	年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式10)	証明書等	各種許可・登録・届出の写し等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式11)	証明書等	納税証明書(未納、滞納がないことの証明)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式12)	証明書等	決算書(財務諸表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式13)	申請書作成	資本関係・人的関係等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	前1年度決算分 特定の企業・人物に資本関係・人的 関係がある場合は 代理人申請する場合
(様式14)	申請書作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
(様式15)	申請書作成	法定代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定代理人の委任状を要する 場合は
(様式16)	申請書作成	社会保険等適用除外申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	社会保険加入の適用除外を要する 場合は
(様式17)	申請書作成	専業所一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専業所一覧表
(様式18)	申請書作成	技能者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専業所に在籍する技術者

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要書類

様式番号	分類	提出書類	留萌市		小樽市		穂積町		真狩町		中標町		枝幸町		備考
			組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人			
(様式 様-1)	申請書作成	組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専業所併存組合の証明を要している 場合
(様式 様-2)	証明書等	専業所併存組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式 様-3)	証明書等	専業所併存組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表-1.2 自治体別共通書類一覧(物品・役務) 留萌・宗谷地域

様式番号	分類	提出書類	留萌市		小樽市		穂積町		真狩町		中標町		枝幸町		備考
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人			
(様式3)	証明書等	履歴書(全通書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式4)	証明書等	代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	
(様式5-1)	証明書等	営業証明書(商標及び営業開始日の記載があるもの)	-	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	営業証明書に業種及び営業開始日 が記載されていない場合は営業証 明書の発行がない場合
(様式5-2)	証明書等	営業開始日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類	-	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	営業開始日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類
(様式6)	申請書作成	従業員名簿	-	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式7)	証明書等	印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式8)	申請書作成	使用印鑑類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式9)	申請書作成	年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式10)	証明書等	各種許可・登録・届出の写し等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式11)	証明書等	納税証明書(未納、滞納がないことの証明)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任状に署名を要する場合は 署名に必要付帯書類(捺印)を 提出する
(様式12)	証明書等	決算書(財務諸表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	前1年度決算分 特定の企業・人物に資本関係・人的 関係がある場合は 代理人申請する場合
(様式13)	申請書作成	資本関係・人的関係等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
(様式14)	申請書作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定代理人の委任状を要する 場合は
(様式15)	申請書作成	法定代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法定代理人の委任状を要する 場合は
(様式16)	申請書作成	社会保険等適用除外申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	社会保険加入の適用除外を要する 場合は
(様式17)	申請書作成	専業所一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専業所一覧表
(様式18)	申請書作成	技能者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専業所に在籍する技術者

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要書類

様式番号	分類	提出書類	留萌市		小樽市		穂積町		真狩町		中標町		枝幸町		備考
			組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人					
(様式 様-1)	申請書作成	組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	専業所併存組合の証明を要している 場合
(様式 様-2)	証明書等	専業所併存組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(様式 様-3)	証明書等	専業所併存組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

留萌市へ提出する納税証明書(都道府県税)を  
必要(◎,○)から不要に変更

改訂前

改訂後 (2025.11.21)

表-14 個別書類一覧 (3/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
渡島・檜山	福島町	-	-
		-	-
		-	-
	七飯町	-	-
		-	-
	森町	-	-
	江差町	-	-
上ノ国町	① 物品・役務実績書	審査基準日より前2年間以内における製造、販売、役務等の事業高（営業実績）を記載してください。	
	② 審査基準日から2年以上事業を営んでいることを証する書類	営業証明書に営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合は、「契約書、納品書等、確定申告書及び添付書類のどれか一つ」を提出してください。 ※個人事業主の場合のみ必要です。	
	-	-	
厚沢部町	-	-	
今金町	-	-	
胆振・日高	伊達市	① 伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を提出した場合、伊達市市民課（窓口①）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。
		① 役員名簿	法人は、登記簿「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を除く）及び委任されている代表者について記入すること。個人は、代表者について記入すること。
	② 取扱品目一覧表	希望する品目のうち、取り扱う品目について、具体的な内容を記載すること。	
	新冠町	① 役員名簿	法人の場合は登記簿簿本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入して下さい。また、契約締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。個人の場合についてはその個人事業主を記入して下さい。なお、監査役については除きます。
		② 営業品目の限定申請書	「申請可能な営業品目一覧表の中で、説明・具体例に記載されているもののうち、特に一定の役務や物品（業務内容・品名等）しか取り扱えない場合」に提出してください。
東神楽町	-	-	
東川町	-	-	
上川	美瑛町	① 工場又は作業場の設備概要	営業品目（物品）の大分類4に申請する場合、工場又は作業場ごとに作成すること。
		① 納税状況確認同意書	上高良野町独自様式「納税状況確認同意書」を添付してください。
	上高良野町	② 選格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書	上高良野町独自様式「選格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書」をインボイスの登録状況を確認するため添付してください。
		-	-
	中高良野町	-	-
	百威子府村	-	-
	中川町	-	-

表-14 個別書類一覧 (3/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
渡島・檜山	福島町	-	-
		-	-
		-	-
	七飯町	-	-
		-	-
	森町	-	-
	江差町	-	-
上ノ国町	① 物品・役務実績書	審査基準日より前2年間以内における製造、販売、役務等の事業高（営業実績）を記載してください。	
	② 審査基準日から2年以上事業を営んでいることを証する書類	営業証明書に営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合は、 <b>令和5年11月30日以前</b> の「契約書、納品書等、確定申告書及び添付書類のどれか一つ」を提出してください。 ※個人事業主の場合のみ必要です。	
	-	-	
厚沢部町	-	-	
今金町	-	-	
胆振・日高	伊達市	① 伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を提出した場合、伊達市市民課（窓口①）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。
		① 役員名簿	法人は、登記簿「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を除く）及び委任されている代表者について記入すること。個人は、代表者について記入すること。
	② 取扱品目一覧表	希望する品目のうち、取り扱う品目について、具体的な内容を記載すること。	
	新冠町	① 役員名簿	法人の場合は登記簿簿本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入して下さい。また、契約締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。個人の場合についてはその個人事業主を記入して下さい。なお、監査役については除きます。
		② 営業品目の限定申請書	「申請可能な営業品目一覧表の中で、説明・具体例に記載されているもののうち、特に一定の役務や物品（業務内容・品名等）しか取り扱えない場合」に提出してください。
東神楽町	-	-	
東川町	-	-	
上川	美瑛町	① 工場又は作業場の設備概要	営業品目（物品）の大分類4に申請する場合、工場又は作業場ごとに作成すること。
		① 納税状況確認同意書	上高良野町独自様式「納税状況確認同意書」を添付してください。
	上高良野町	② 選格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書	上高良野町独自様式「選格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書」をインボイスの登録状況を確認するため添付してください。
		-	-
	中高良野町	-	-
	百威子府村	-	-
	中川町	-	-

記載内容の変更

改訂前

改訂後 (2025.11.21)

表-14 個別書類一覧(2/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
後志	小樽市	① 申請人及び物品・役務申請概要(様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-「全職員数」欄は、役員・パート等も含め、「常時使用する従業員数」は、役員・季節雇用等を除いてください。</li> </ul> </li> <li>●小樽市税の納税(納入)義務の有無                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-小樽市税の納税(納入)義務の有無(有の場合は、「小樽市税に滞納がないことの証明書」を提出してください。)</li> <li>「小樽市税の納税(納入)義務の有無」欄は、小樽市に居住する従業員の特別徴収した市道民税を小樽市に収めている場合も「有」に該当します。</li> <li>-小樽市内に本支店等がある場合、小樽市に納税(納入)義務がある申請人は必ず提出してください。</li> <li>証明書は請求書に記入する住所(所在)、氏名(名称及び代表者名)ごとに発行されますので、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。</li> <li>請求は小樽市財政部資産税課(窓口20番)又は市民税課(窓口22番)(市役所別館2階)において行ってください。</li> <li>法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。</li> <li>「市税に滞納がないことの証明書交付請求書」は、小樽市ホームページからダウンロードしてください。</li> </ul> </li> <li>●納入希望品目に係る主な取引内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-「直近2年間の契約実績で主なもの」を記入してください。(別紙による提出可。)</li> </ul> </li> <li>●小樽市の営業を担当する担当者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-2名以内で記入してください。</li> </ul> </li> </ul>
		② 営業経歴書(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>-営業内容の沿革等について、記載のある書類(企業パンフレット、企業URL)の写し等の提出により本書の提出省略可能です。</li> <li>-個人営業者の場合は、審査基準日において、引き続き1年以上申請品目等の事業を営業していることが確認できる書類(令和6-7年の契約書、納品書等)の写しを添付してください。</li> </ul>
		③ 印刷機等設備状況(様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※該当する場合のみ</li> <li>-「営業品目(物品)」の大分類「04 印刷・製本」に申請の場合は、記入例を参考に作成し、提出してください。</li> <li>※従業員数については、印刷業務に携わる従業員の人数を記入してください。</li> </ul>
		④ 構内除排営業業務資料(様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※該当する場合のみ</li> <li>-「営業品目(役務)」の大分類「17 その他の役務の提供等」のうち、小分類「11 除雪・排雪運搬業務」に申請の場合は、記入例を参考に作成し、提出してください。</li> </ul>
		⑤ 小樽市内の支店、営業所等の状況(様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※該当する場合のみ</li> <li>-「営業品目(物品・役務)」に申請し、小樽市内に本社又は本店を有していないが、小樽市内に受任先となる支店、営業所等を有する場合は、記入例を参考に作成し、提出してください。</li> <li>-職員数について、「正規職員」「パート、臨時等」「役員」に区分し、記入してください。</li> <li>-「うち小樽市に居住する人数」は、審査基準日における小樽市に居住する人数を記入してください。</li> <li>-「うち保険加入数」は、雇用保険又は健康保険及び厚生年金保険の被保険者である職員数を記入してください。</li> </ul>
	ニセコ町	-	-
京極町	-	-	-

表-14 個別書類一覧(2/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
後志	小樽市	① 申請人及び物品・役務申請概要(様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-「全職員数」欄は、役員・パート等も含め、「常時使用する従業員数」は、役員・季節雇用等を除いてください。</li> </ul> </li> <li>●小樽市税の納税(納入)義務の有無                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-小樽市税の納税(納入)義務の有無(有の場合は、「小樽市税に滞納がないことの証明書」を提出してください。)</li> <li>「小樽市税の納税(納入)義務の有無」欄は、小樽市に居住する従業員の特別徴収した市道民税を小樽市に収めている場合も「有」に該当します。</li> <li>-小樽市内に本支店等がある場合、小樽市に納税(納入)義務がある申請人は必ず提出してください。</li> <li>証明書は請求書に記入する住所(所在)、氏名(名称及び代表者名)ごとに発行されますので、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。</li> <li>請求は小樽市財政部資産税課(窓口20番)又は市民税課(窓口22番)(市役所別館2階)において行ってください。</li> <li>法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。</li> <li>「市税に滞納がないことの証明書交付請求書」は、小樽市ホームページからダウンロードしてください。</li> </ul> </li> <li>●納入希望品目に係る主な取引内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-申請を希望する営業品目について、小分類毎に、主な契約実績(審査基準日の2年前の日から1年間)を記入してください。(別紙による提出可。)</li> <li>-法人にあつては、申請を希望する営業品目について登記簿謄本等の目的に記載のある場合は、記入不要です。(登記簿謄本等の目的に記載のない場合は、「4 希望する営業品目に係る主な取引内容(審査基準日の2年前の日から1年間に契約実績があるものに限る。)」に記載してください。)</li> </ul> </li> <li>●小樽市の営業を担当する担当者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-2名以内で記入してください。</li> </ul> </li> </ul>
		② 営業経歴書(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>-営業内容の沿革等について、記載のある書類(企業パンフレット、企業URL)の写し等の提出により本書の提出省略可能です。</li> <li>-個人営業者の場合は、審査基準日において、引き続き1年以上申請品目等の事業を営業していることが確認できる書類(令和6-7年の契約書、納品書等)の写しを添付してください。</li> </ul>
		③ 印刷機等設備状況(様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※該当する場合のみ</li> <li>-「営業品目(物品)」の大分類「04 印刷・製本」に申請の場合は、記入例を参考に作成し、提出してください。</li> <li>※従業員数については、印刷業務に携わる従業員の人数を記入してください。</li> </ul>
		④ 構内除排営業業務資料(様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※該当する場合のみ</li> <li>-「営業品目(役務)」の大分類「17 その他の役務の提供等」のうち、小分類「11 除雪・排雪運搬業務」に申請の場合は、記入例を参考に作成し、提出してください。</li> </ul>
		⑤ 小樽市内の支店、営業所等の状況(様式5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>※該当する場合のみ</li> <li>-「営業品目(物品・役務)」に申請し、小樽市内に本社又は本店を有していないが、小樽市内に受任先となる支店、営業所等を有する場合は、記入例を参考に作成し、提出してください。</li> <li>-職員数について、「正規職員」「パート、臨時等」「役員」に区分し、記入してください。</li> <li>-「うち小樽市に居住する人数」は、審査基準日における小樽市に居住する人数を記入してください。</li> <li>-「うち保険加入数」は、雇用保険又は健康保険及び厚生年金保険の被保険者である職員数を記入してください。</li> </ul>
	ニセコ町	-	-
京極町	-	-	-

記載内容の変更

改訂前

改訂後 (2025.11.21)

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (1/3)

地域	自治体名	資格要件
石狩・空知	北広島市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	新篠津村	-
	夕張市	-
	深川市	① 役務-大分類「11廃棄物処理」-小分類「06産業廃棄物収集運搬サービス」及び小分類「08産業廃棄物処分サービス」に申請する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イ〜ルに該当しないこと。
	南幌町	-
	長沼町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	栗山町	-
	浦臼町	-
妹背牛町	① 道内に営業所を有すること。	
	② 除雪については妹背牛町内の業者のみ。	
沼田町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、同日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。	
後志	小樽市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	二セコ町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
		② 資本金の額が30万円以上又は従業員が3人以上であること。ただし、個人経営にあつてはその限りではありません。
京極町	-	

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (1/3)

地域	自治体名	資格要件
石狩・空知	北広島市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	新篠津村	-
	夕張市	-
	深川市	① 役務-大分類「11廃棄物処理」-小分類「06産業廃棄物収集運搬サービス」及び小分類「08産業廃棄物処分サービス」に申請する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イ〜ルに該当しないこと。
	南幌町	-
	長沼町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	栗山町	-
	浦臼町	-
妹背牛町	① 道内に営業所を有すること。	
	② 除雪については妹背牛町内の業者のみ。	
沼田町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、同日からさかのぼって1年間にその事業に係る実績を有していること。	
後志	小樽市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 <b>(個別書類については、表-1.4 個別書類一覧「①申請人及び物品・役務申請概要(様式1)」参照)</b>
	二セコ町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
		② 資本金の額が30万円以上又は従業員が3人以上であること。ただし、個人経営にあつてはその限りではありません。
京極町	-	

記載内容の変更

改訂前

改訂後 (2025.12.04)

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (3/3)

地域	自治体名	資格要件
留萌	留萌市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
	小平町	-
宗谷	稚内市	① 稚内市の財産買付に係る土地買付料、埋立地買付料又は建物買付料を滞納していないこと。
		② 役員等が物禁制以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者を有する者でないこと。
		③ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり直前1年間に事業歴(営業実績)があること。
	浜頓別町	-
	中頓別町	-
枝幸町	-	
オホーツク	網走市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	訓子府町	-
	佐呂間町	-
	滝上町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること
	大空町	-
	網走地区消防組合	-
	十勝	幕別町
釧路・根室	白糠町	-

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (3/3)

地域	自治体名	資格要件
留萌	留萌市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
	小平町	-
宗谷	稚内市	① 稚内市の財産買付に係る土地買付料、埋立地買付料又は建物買付料を滞納していないこと。
		② 役員等が物禁制以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者を有する者でないこと。
		③ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり直前1年間に事業歴(営業実績)があること。
	浜頓別町	-
	中頓別町	-
枝幸町	-	
オホーツク	網走市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	訓子府町	-
	佐呂間町	-
	滝上町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること
	大空町	-
	網走地区消防組合	-
	十勝	幕別町
釧路・根室	白糠町	-

幕別町：自治体が個別に求める資格要件を追加



改訂前

改訂後 (2026.4.1)

**目次**

1. 入札参加資格共同審査の概要	1
表-1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体 (物品・役務部門)	1
2. 物品役務の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件	2
表-2 自治体が個別に定める資格要件	3
3. 入札参加資格審査の申請について	6
3-1 申請の方法	6
3-2 システム利用申請及び電子申請入り口	7
3-3 共同審査に関するお問い合わせ	7
3-4 申請の流れ	8
3-5 申請にあたっての注意事項	9
3-6 申請が可能な営業品目	10
表-3 申請が可能な営業品目一覧表	11
表-4 申請を求めている営業品目を有する自治体	21
表-5 特定の品名・サービス等 (表-3に記載のないもの) に対し申請する分類を指定している自治体	22
表-6 申請する営業品目に希望順位を付けることを求めている自治体	24
表-7 申請する営業品目数に制限を定めている自治体	24
4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日	26
4-1 システムによる電子申請の受付期間	26
4-2 審査基準日	26
5. 入札参加資格の有効期間	26
6. システム入力項目に関する注意事項	26
6-1 法人設立登記	26
6-2 営業年数	26
6-3 従業員数	26
6-4 資本金の額	26
6-5 主たる事業の区分	27
表-8 主たる事業の区分	27
6-6 流動資産・流動負債の求め方 (個人の場合)	28
6-7 契約実績の有無	29
6-8 代理店・特約店契約の情報	29
表-9 代理店・特約店契約の情報を求めている自治体	29
7. 入札参加資格申請に必要な提出書類	30
7-1 共通書類	30
表-10 共通書類一覧表	30
7-2 協同組合等の場合に必要書類	31
表-11 申請者が協同組合等の場合に必要書類	31
7-3 自治体別共通書類一覧表 (物品・役務等)	31
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) 石狩・空知地域	32
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) 後志・渡島・檜山地域	33
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) 胆振・日高・上川地域	34
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) 留萌・宗谷地域	35
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) オホーツク・十勝・釧路・根室地域	36

**目次**

1. 入札参加資格共同審査の概要	1
表-1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体 (物品・役務部門)	1
2. 物品役務の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件	2
表-2 自治体が個別に定める資格要件	3
3. 入札参加資格審査の申請について	6
3-1 申請の方法	6
3-2 システム利用申請及び電子申請入り口	7
3-3 共同審査に関するお問い合わせ	7
3-4 申請の流れ	8
3-5 申請にあたっての注意事項	9
3-6 申請が可能な営業品目	10
表-3 申請が可能な営業品目一覧表	11
表-4 申請を求めている営業品目を有する自治体	21
表-5 特定の品名・サービス等 (表-3に記載のないもの) に対し申請する分類を指定している自治体	22
表-6 申請する営業品目に希望順位を付けることを求めている自治体	24
表-7 申請する営業品目数に制限を定めている自治体	24
4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日	26
4-1 システムによる電子申請の受付期間	26
4-2 審査基準日	26
5. 入札参加資格の有効期間	26
6. システム入力項目に関する注意事項	26
6-1 法人設立登記	26
6-2 営業年数	26
6-3 従業員数	26
6-4 資本金の額	26
6-5 主たる事業の区分	27
表-8 主たる事業の区分	27
6-6 流動資産・流動負債の求め方 (個人の場合)	28
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) 胆振・日高・上川地域	34
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) 留萌・宗谷地域	35
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) オホーツク地域	36
表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) 十勝・釧路・根室地域	37

表-12 自治体別共通書類一覧 (物品・役務) オホーツク・十勝・釧路・根室地域を、オホーツク地域と十勝・釧路・根室地域に分けたことによるページの挿入

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

目次

8. 共通書類提出に関する注意事項	37
① 【様式3】履歴事項全部証明書 ※法人の場合	37
② 【様式4】代表者身分証明書 ※個人事業主の場合	38
③ 【様式5-1】営業証明書 ※個人事業主の場合	38
④ 【様式5-2】審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類 ※個人事業主の場合	38
⑤ 【様式6】従業員名簿 ※個人事業主の場合	39
⑥ 【様式7】印鑑証明書	39
⑦ 【様式8】使用印鑑	40
⑧ 【様式9】年間委任状	41
⑨ 【様式10】各種許可・登録・届出の写し等	42
表-13 特定の業種品目に対し、添付が必要な許可・認可・登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧	43
⑩ 【様式11】納税証明書	47
⑪ 【様式12】決算書 (財務諸表)	48
⑫ 【様式13】資本関係・人的関係調書	49
⑬ 【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	51
⑭ 【様式15】法定保険加入状況一覧表	52
⑮ 【様式16】社会保険等適用除外申出書	53
⑯ 【様式17】営業所一覧 (道内分)	54
⑰ 【様式18】技術者名簿 (道内関係分)	55
⑱ 【様式 組-1】組合構成員名簿	56
⑲ 【様式 組-2】官公需適格組合証明書	56
⑳ 【様式 組-3】定款または寄付行為	56
9. 個別書類作成の注意事項	57
表-14 個別書類一覧	57
10. 定期受付終了後の新規申請受付について	61
10-1 随時受付、中間年受付を実施する自治体	61
表-15 随時受付、中間年受付を実施する自治体	61
10-2 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項	61
表-16 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項	61
10-3 随時受付及び中間年受付の審査基準日と電子申請受付期間及び資格有効期間	62
表-17 追加受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間	62
11. 申請先自治体の連絡先一覧	64
様式集 (物品・役務編)	66

目次

8. 共通書類提出に関する注意事項	38
① 【様式3】履歴事項全部証明書 ※法人の場合	38
② 【様式4】代表者身分証明書 ※個人事業主の場合	39
③ 【様式5-1】営業証明書 ※個人事業主の場合	39
④ 【様式5-2】審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類 ※個人事業主の場合	39
⑤ 【様式6】従業員名簿 ※個人事業主の場合	40
⑥ 【様式7】印鑑証明書	40
⑦ 【様式8】使用印鑑	41
⑧ 【様式9】年間委任状	42
⑨ 【様式10】各種許可・登録・届出の写し等	43
表-13 特定の業種品目に対し、添付が必要な許可・認可・登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧	44
⑩ 【様式11】納税証明書	48
⑪ 【様式12】決算書 (財務諸表)	49
⑫ 【様式13】資本関係・人的関係調書	50
⑬ 【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	52
⑭ 【様式15】法定保険加入状況一覧表	53
⑮ 【様式16】社会保険等適用除外申出書	54
⑯ 【様式17】営業所一覧 (道内分)	55
⑰ 【様式18】技術者名簿 (道内関係分)	56
⑱ 【様式 組-1】組合構成員名簿	57
⑲ 【様式 組-2】官公需適格組合証明書	57
⑳ 【様式 組-3】定款または寄付行為	57
9. 個別書類作成の注意事項	58
表-14 個別書類一覧	58
10. 定期受付終了後の新規申請受付について	63
10-1 随時受付、中間年受付を実施する自治体	63
表-15 随時受付、中間年受付を実施する自治体	63
10-2 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項	63
表-16 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項	63
10-3 随時受付及び中間年受付の審査基準日と電子申請受付期間及び資格有効期間	64
表-17 追加受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間	64
11. 申請先自治体の連絡先一覧	66
様式集 (物品・役務編)	68

各項対象ページの変更

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

**1. 入札参加資格共同審査の概要**

この申請の手引きは、令和8年度、令和9年度に表-1「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体(物品・役務部門)」に示す自治体が共同で実施する物品・役務等に係る競争入札参加資格審査申請の注意事項などについて示したものです。

- ・ 表-1に示す自治体以外は共同審査では対応していませんので、受付期間や申請の方法等については各申請先自治体のホームページ等でご確認ください。

表-1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体(物品・役務部門)

地域	自治体数	参加自治体
石狩・空知	10	北広島市、新篠津村、夕張市、深川市、南幌町、長沼町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、沼田町
後志	3	小樽市、ニセコ町、京極町
渡島・檜山	7	福島町、七飯町、森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町
胆振・日高	3	伊達市、日高町、新冠町
上川	7	東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、音威子府村、中川町
留萌	2	留萌市、小平町
宗谷	4	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町
オホーツク	6	網走市、訓子府町、佐呂間町、滝上町、大空町、網走地区消防組合
十勝	4	鹿追町、新得町、大樹町、幕別町
釧路・根室	1	白糠町
計	47	

**注意**

共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っていません。共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください。

**1. 入札参加資格共同審査の概要**

この申請の手引きは、令和8年度、令和9年度に表-1「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体(物品・役務部門)」に示す自治体が共同で実施する物品・役務等に係る競争入札参加資格審査申請の注意事項などについて示したものです。

- ・ 表-1に示す自治体以外は共同審査では対応していませんので、受付期間や申請の方法等については各申請先自治体のホームページ等でご確認ください。

表-1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体(物品・役務部門)

地域	自治体数	参加自治体
石狩・空知	10	北広島市、新篠津村、夕張市、深川市、南幌町、長沼町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、沼田町
後志	3	小樽市、ニセコ町、京極町
渡島・檜山	7	福島町、七飯町、森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町
胆振・日高	3	伊達市、日高町、新冠町
上川	7	東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、音威子府村、中川町
留萌	2	留萌市、小平町
宗谷	4	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町
オホーツク	7	網走市、訓子府町、佐呂間町、滝上町、大空町、網走地区消防組合、斜網地区廃棄物処理組合
十勝	4	鹿追町、新得町、大樹町、幕別町
釧路・根室	1	白糠町
計	48	

オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加

**注意**

共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っていません。共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください。

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (3/3)

地域	自治体名	資格要件
留萌	留萌市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
	小平町	-
宗谷	稚内市	① 稚内市の財産貸付に係る土地貸付料、埋立地貸付料又は建物貸付料を滞納していないこと。
		② 役員等が有禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者を有する者でないこと。
		③ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり直前1年間に事業高(営業実績)があること。
	浜頓別町	-
	中頓別町	-
枝幸町	-	
オホーツク	網走市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	訓子府町	-
	佐呂間町	-
	滝上町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	大空町	-
	網走地区消防組合	-
	十勝	鹿追町
新得町	-	
十勝	大樹町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	幕別町	① 審査基準日において、法令の規定による許可、免許、登録等を得てからの営業経験が2年以上であること。
釧路・根室	白糠町	-

表-2 自治体が個別に定める資格要件 (3/3)

地域	自治体名	資格要件
留萌	留萌市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
	小平町	-
宗谷	稚内市	① 稚内市の財産貸付に係る土地貸付料、埋立地貸付料又は建物貸付料を滞納していないこと。
		② 役員等が有禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者を有する者でないこと。
		③ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでおり直前1年間に事業高(営業実績)があること。
	浜頓別町	-
	中頓別町	-
枝幸町	-	
オホーツク	網走市	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	訓子府町	-
	佐呂間町	-
	滝上町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	大空町	-
	網走地区消防組合	-
	斜網地区廃棄物処理組合	-
十勝	大樹町	① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	幕別町	① 審査基準日において、法令の規定による許可、免許、登録等を得てからの営業経験が2年以上であること。
	白糠町	-

オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

表-5 特定の品名・サービス等(表-3に記載のないもの)に対し申請する分類を指定している自治体(2/3)

地域	自治体名	申請する営業分類			品名・サービス等
		区分	大分類	小分類	
胆振・日高	伊達市	物品	01	08	毛布
		物品	06	06	水素
		物品	07	12	組立ハウス
		物品	26	03	微生物製剤
		物品	28	02	梱包用テープ
	日高町	物品	20	11	交通安全用品 等
		物品	26	03	塩ビ管、銅管 等
		役務	10	05	施設管理業務を含む
	新冠町	-	-	-	-
	上川	東神楽町	-	-	-
東川町		-	-	-	-
美瑛町		-	-	-	-
上富良野町		-	-	-	-
中富良野町		-	-	-	-
音威子府村		役務	07	08	造林
中川町		-	-	-	-
留萌		留萌市	-	-	-
小平町	-	-	-	-	
宗谷	稚内市	役務	01	11	舞台設備管理・舞台装置保守・音響設備保守
		役務	03	09	漏水調査
		役務	07	09	駐車場管理
		役務	08	03	風力発電設備保守
		役務	11	10	家電リサイクル等処理、古紙類処理
		役務	12	09	スクールバス運行
		役務	13	05	引船運営管理・船舶給水管理・船舶電装保守
		役務	17	11	機械除雪、階段歩道・消火栓等施設除雪、排雪運送
	役務	17	12	市指定ごみ袋製造	
	浜頓別町	-	-	-	-
中頓別町	-	-	-	-	
枝幸町	-	-	-	-	
オホーツク	網走市	-	-	-	-
	訓子府町	-	-	-	-
	佐呂間町	-	-	-	-
	滝上町	-	-	-	-
	大空町	-	-	-	-
	網走地区消防組合	-	-	-	-

※表-5は掲載されている自治体のみ有効です。掲載の無い自治体への申請には適用されません。

表-5 特定の品名・サービス等(表-3に記載のないもの)に対し申請する分類を指定している自治体(2/3)

地域	自治体名	申請する営業分類			品名・サービス等
		区分	大分類	小分類	
胆振・日高	伊達市	物品	01	08	毛布
		物品	06	06	水素
		物品	07	12	組立ハウス
		物品	26	03	微生物製剤
		物品	28	02	梱包用テープ
	日高町	物品	20	11	交通安全用品 等
		物品	26	03	塩ビ管、銅管 等
		役務	10	05	施設管理業務を含む
	新冠町	-	-	-	-
	上川	東神楽町	-	-	-
東川町		-	-	-	-
美瑛町		-	-	上	-
上富良野町		-	-	-	-
中富良野町		-	-	-	-
音威子府村		役務	07	08	造林
中川町		-	-	-	-
留萌		留萌市	-	-	-
小平町	-	-	-	-	
宗谷	稚内市	役務	01	11	舞台設備管理・舞台装置保守・音響設備保守
		役務	03	09	漏水調査
		役務	07	09	駐車場管理
		役務	08	03	風力発電設備保守
		役務	11	10	家電リサイクル等処理、古紙類処理
		役務	12	09	スクールバス運行
		役務	13	05	引船運営管理・船舶給水管理・船舶電装保守
		役務	17	11	機械除雪、階段歩道・消火栓等施設除雪、排雪運送
	役務	17	12	市指定ごみ袋製造	
	浜頓別町	-	-	-	-
中頓別町	-	-	-	-	
枝幸町	-	-	-	-	
オホーツク	網走市	-	-	-	-
	訓子府町	-	-	-	-
	佐呂間町	-	-	-	-
	滝上町	-	-	-	-
	大空町	-	-	-	-
	網走地区消防組合	-	-	-	-
斜網地区廃棄物処理組合	-	-	-	-	

※表-5は掲載されている自治体のみ有効です。掲載の無い自治体への申請には適用されません。

オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

表-5 特定の品名・サービス等(表-3に記載のないもの)に対し申請する分類を指定している自治体(3/3)

地域	自治体名	申請する営業分類			品名・サービス等
		区分	大分類	小分類	
十勝	鹿追町	-	-	-	-
	新得町	役務	07	08	造林(植栽、保育、伐採等)
	大樹町	-	-	-	-
	幕別町	物品	06	06	火薬
		物品	14	09	動物用医薬品
		物品	29	05	酒
		役務	03	04	温泉分析
		役務	07	06	遊具点検
		役務	07	06	屋外スケートリンク造成
		役務	07	06	プール管理、スキー場管理
		役務	07	09	ダム管理
		役務	12	09	スクールバス運行
		役務	12	12	給食配送業務
		役務	13	01	特殊車両整備
		役務	17	12	水道メーター検計
釧路・根室	白糠町	-	-	-	

表-5 特定の品名・サービス等(表-3に記載のないもの)に対し申請する分類を指定している自治体(3/3)

地域	自治体名	申請する営業分類			品名・サービス等
		区分	大分類	小分類	
十勝	鹿追町	-	-	-	-
	新得町	役務	07	08	造林(植栽、保育、伐採等)
	大樹町	-	-	-	-
	幕別町	物品	06	06	火薬
		物品	14	09	動物用医薬品
		物品	29	05	酒
		役務	03	04	温泉分析
		役務	07	06	遊具点検
		役務	07	06	屋外スケートリンク造成
		役務	07	06	プール管理、スキー場管理
		役務	07	09	ダム管理
		役務	12	09	スクールバス運行
		役務	12	12	給食配送業務
		役務	13	01	特殊車両整備
		役務	17	12	水道メーター検計
釧路・根室	白糠町	-	-	-	

表-6 申請する営業品目に希望順位を付けることを求めている自治体

地域	自治体名
石狩・空知	北広島市、新篠津村、夕張市、沼田町
後志	小樽市、京極町
渡島・檜山	七飯町、江差町
胆振・日高	
上川	東川町、美瑛町、上富良野町、音威子府村
留萌	留萌市
宗谷	枝幸町
オホーツク	網走市、網走地区消防組合
十勝	
釧路・根室	

※共同審査システムでの制御により、希望順位を求めている自治体のみ希望順位を入力して頂きます。

表-6 申請する営業品目に希望順位を付けることを求めている自治体

地域	自治体名
石狩・空知	北広島市、新篠津村、夕張市、沼田町
後志	小樽市、京極町
渡島・檜山	七飯町、江差町
胆振・日高	
上川	東川町、美瑛町、上富良野町、音威子府村
留萌	留萌市
宗谷	枝幸町
オホーツク	網走市、網走地区消防組合、斜網地区廃棄物処理組合
十勝	
釧路・根室	

オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加

表-7 申請する営業品目数に制限を定めている自治体(1/2)

地域	自治体名	制限数等
石狩・空知	北広島市	-
	新篠津村	-
	夕張市	希望順位5位までの申請を有効とし、それ以外は無効とする。
	深川市	-
	南幌町	-
	長沼町	-
	栗山町	-
	浦臼町	-
	妹背牛町	-
	沼田町	-
後志	小樽市	申請数は物品と役務を合わせ、大分類単位で5品目までとする。5品目を超えて申請した場合は、希望順位5位までの申請を有効とし、それ以外は無効とする。
	二セコ町	-
	京極町	-

※共同審査システムでの制御はありませんので、ご注意ください。

地域	自治体名	制限数等
石狩・空知	北広島市	-
	新篠津村	-
	夕張市	希望順位5位までの申請を有効とし、それ以外は無効とする。
	深川市	-
	南幌町	-
	長沼町	-
	栗山町	-
	浦臼町	-
	妹背牛町	-
	沼田町	-
後志	小樽市	申請数は物品と役務を合わせ、大分類単位で5品目までとする。5品目を超えて申請した場合は、希望順位5位までの申請を有効とし、それ以外は無効とする。
	二セコ町	-
	京極町	-

※共同審査システムでの制御はありませんので、ご注意ください。

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

表-7 申請する営業品目数に制限を定めている自治体 (2/2)

地域	自治体名	制限数等
渡島・檜山	福島町	-
	七飯町	-
	森町	-
	江差町	-
	上ノ国町	-
	厚沢部町	-
	今金町	-
胆振・日高	伊達市	-
	日高町	申請数は物品と役務を合わせて大分類単位で10品目まで、小分類単位で30品目までとする。
	新冠町	-
上川	東神楽町	-
	東川町	-
	美瑛町	-
	上富良野町	-
	中富良野町	-
	音威子府村	-
	中川町	-
留萌	留萌市	-
	小平町	-
宗谷	稚内市	-
	浜頓別町	-
	中頓別町	-
	枝幸町	申請数は物品と役務を合わせ、大分類単位で12品目までとする。
オホーツク	網走市	-
	訓子府町	-
	佐呂間町	-
	滝上町	-
	大空町	-
	網走地区 消防組合	-
十勝	鹿追町	-
	新得町	-
	大樹町	-
	帯別町	-
釧路・根室	白糠町	-

※共同審査システムでの制御はありませんので、ご注意ください。

表-7 申請する営業品目数に制限を定めている自治体 (2/2)

地域	自治体名	制限数等
渡島・檜山	福島町	-
	七飯町	-
	森町	-
	江差町	-
	上ノ国町	-
	厚沢部町	-
	今金町	-
胆振・日高	伊達市	-
	日高町	申請数は物品と役務を合わせて大分類単位で10品目まで、小分類単位で30品目までとする。
	新冠町	-
上川	東神楽町	-
	東川町	-
	美瑛町	-
	上富良野町	-
	中富良野町	-
	音威子府村	-
	中川町	-
留萌	留萌市	-
	小平町	-
宗谷	稚内市	-
	浜頓別町	-
	中頓別町	-
	枝幸町	申請数は物品と役務を合わせ、大分類単位で12品目までとする。
オホーツク	網走市	-
	訓子府町	-
	佐呂間町	-
	滝上町	-
	大空町	-
	網走地区 消防組合	-
	斜網地区 廃棄物 処理組合	-
十勝	鹿追町	-
	新得町	-
	大樹町	-
	帯別町	-
釧路・根室	白糠町	-

※共同審査システムでの制御はありませんので、ご注意ください。

オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加





改訂前

改訂後 (2026.4.1)

表-13 特定の営業品目に対し、添付が必要な許可・認可・登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧 (3/4)

地域	自治体名	区分	大分類	小分類	許可・認可・登録等の証明書類の種類
上川	東神楽町	-	-	-	-
	東川町	-	-	-	-
	美瑛町	-	-	-	-
	上富良野町	-	-	-	-
	中富良野町	-	-	-	-
	音威子府村	-	-	-	-
	中川町	-	-	-	-
留萌	留萌市	-	-	-	-
	小平町	-	-	-	-
宗谷	稚内市	物品	29	01~05	学校給食の製造に係る部門に申請する場合、食品衛生監視表の写しを提出してください。
		役務	09	01~08	各種清掃業登録証明書の写しを提出してください。
		役務	10	01,02	警備に係る部門に申請する場合、警備認定書、営業所設置届出書、機械警備業務開始届出書等の写しを提出してください。
		役務	11	01~10	浄化槽清掃業許可、各種収集運搬許可、処分業許可等の写しを提出してください。
	役務	14	05	学校給食の製造に係る部門に申請する場合、食品衛生監視表の写しを提出してください。製造業でない場合は提出不要です。	
	浜頓別町	-	-	-	-
	中頓別町	-	-	-	-
	枝幸町	-	-	-	-
	オホーツク	網走市	-	-	-
訓子府町		-	-	-	-
佐呂間町		-	-	-	-
滝上町		-	-	-	-
大空町		-	-	-	-
網走地区 消防組合		-	-	-	-

表-13 特定の営業品目に対し、添付が必要な許可・認可・登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧 (3/4)

地域	自治体名	区分	大分類	小分類	許可・認可・登録等の証明書類の種類
上川	東神楽町	-	-	-	-
	東川町	-	-	-	-
	美瑛町	-	-	-	-
	上富良野町	-	-	-	-
	中富良野町	-	-	-	-
	音威子府村	-	-	-	-
	中川町	-	-	-	-
留萌	留萌市	-	-	-	-
	小平町	-	-	-	-
宗谷	稚内市	物品	29	01~05	学校給食の製造に係る部門に申請する場合、食品衛生監視表の写しを提出してください。
		役務	09	01~08	各種清掃業登録証明書の写しを提出してください。
		役務	10	01,02	警備に係る部門に申請する場合、警備認定書、営業所設置届出書、機械警備業務開始届出書等の写しを提出してください。
		役務	11	01~10	浄化槽清掃業許可、各種収集運搬許可、処分業許可等の写しを提出してください。
	役務	14	05	学校給食の製造に係る部門に申請する場合、食品衛生監視表の写しを提出してください。製造業でない場合は提出不要です。	
	浜頓別町	-	-	-	-
	中頓別町	-	-	-	-
	枝幸町	-	-	-	-
	オホーツク	網走市	-	-	-
訓子府町		-	-	-	-
佐呂間町		-	-	-	-
滝上町		-	-	-	-
大空町		-	-	-	-
網走地区 消防組合		-	-	-	-
斜網地区 廃棄物 処理組合		-	-	-	-

オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

表-14 個別書類一覧(4/4)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
留萌	留萌市	① 印刷設備の状況調査書	営業品目(物品)の大分類04印刷・製本に申請する場合は、印刷設備の状況調査書を提出すること。
		② 留萌市内の支店・営業所等の写真	留萌市内に営業所等を有する場合は、所在地、名称、責任者職氏名、従業員数等を記入し、営業所等の写真(外観及び事務所内)を提出すること。
		③ 同意書	留萌市に納入すべき納入金(市税外使用料等)がある場合、提出すること。
	小平町	-	-
宗谷	稚内市	① 稚内市公有財産(土地・建物)賃貸契約状況申告書及び同意書	契約の有無に関わらず作成すること
		② 製造数量表	学校給食の製造に係る部門に登録する場合のみ作成すること
		③ 印刷機械等に関する調査書	印刷に係る部門に登録する場合のみ作成し、印刷機械配置図(任意様式)を合わせて提出すること
		④ 入札参加申請に係る支店等調査票	市内事業者としての登録を希望する場合、稚内市内の営業所について調査票を作成すること
	浜頓別町	-	-
中頓別町	-	-	
	枝幸町	① 営業品目の限定申請書	営業品目の小分類の中で、特に一定の役務や物品(業務内容・車種等・その他限定されるもの)しか取り扱いができない場合に提出すること。
オホーツク	網走市	① 網走市税に関する申立書	網走市に納税義務がない場合は、網走市独自様式「網走市税に関する申立書」を提出してください。
		② 網走市税納税証明書	本店は網走市外にあるが、網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する「市税納税証明書」を提出してください。
		③ 準市内事業者登録申請書及び閲覧承諾書	準市内事業者の登録を希望される法人は、網走市法人市民税の納税状況について確認する必要があるため、「準市内事業者登録申請書及び閲覧承諾書」を提出してください。
	訓子府町	-	-
	佐呂間町	-	-
	滝上町	-	-
	大空町	-	-
	網走地区消防組合	① 組合構成市町税に関する申立書	網走市又は大空町に納税義務がない場合は、網走地区消防組合独自様式「組合構成市町税に関する申立書」を提出してください。
十勝	鹿追町	-	-
	新得町	-	-
	大樹町	-	-
	幕別町	① 指名競争入札通知書受取承諾書	原則電子メールで指名通知を行う。申請者の実印を使用すること。
釧路・根室	白糠町	-	-

表-14 個別書類一覧(4/5)

地域	自治体名	個別書類	提出にあたっての注意事項
留萌	留萌市	① 印刷設備の状況調査書	営業品目(物品)の大分類04印刷・製本に申請する場合は、印刷設備の状況調査書を提出すること。
		② 留萌市内の支店・営業所等の写真	留萌市内に営業所等を有する場合は、所在地、名称、責任者職氏名、従業員数等を記入し、営業所等の写真(外観及び事務所内)を提出すること。
		③ 同意書	留萌市に納入すべき納入金(市税外使用料等)がある場合、提出すること。
	小平町	-	-
宗谷	稚内市	① 稚内市公有財産(土地・建物)賃貸契約状況申告書及び同意書	契約の有無に関わらず作成すること
		② 製造数量表	学校給食の製造に係る部門に登録する場合のみ作成すること
		③ 印刷機械等に関する調査書	印刷に係る部門に登録する場合のみ作成し、印刷機械配置図(任意様式)を合わせて提出すること
		④ 入札参加申請に係る支店等調査票	市内事業者としての登録を希望する場合、稚内市内の営業所について調査票を作成すること
	浜頓別町	-	-
中頓別町	-	-	
	枝幸町	① 営業品目の限定申請書	営業品目の小分類の中で、特に一定の役務や物品(業務内容・車種等・その他限定されるもの)しか取り扱いができない場合に提出すること。
網走市	網走市	① 網走市税に関する申立書	網走市に納税義務がない場合は、網走市独自様式「網走市税に関する申立書」を提出してください。
		② 網走市税納税証明書	本店は網走市外にあるが、網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する「市税納税証明書」を提出してください。
		③ 準市内事業者登録申請書及び閲覧承諾書	準市内事業者の登録を希望される法人は、網走市法人市民税の納税状況について確認する必要があるため、「準市内事業者登録申請書及び閲覧承諾書」を提出してください。
	網走地区消防組合	① 組合構成市町税に関する申立書	網走市又は大空町に納税義務がない場合は、網走地区消防組合独自様式「組合構成市町税に関する申立書」を提出してください。
斜網地区廃棄物処理組合	斜網地区廃棄物処理組合	① 組合構成市町税に関する申立書	網走市、美幌町、斜網町、清里町、小清水町、大空町(以下、管内)のいずれの自治体に対しても、納税義務がない場合は、組合独自様式「組合構成市町税に関する申立書」を提出してください。
		② 市税(町税)納税証明書	本店は管外にあるが、管内に納税義務がある場合は、該当自治体が発行する「市税納税証明書」もしくは「町税納税証明書」を提出してください。
		③ 管内に支店・営業所を有する場合の申立書	本店は管外にあるが、管内に支店・営業所を有している場合は、組合独自様式「管内に支店・営業所を有する場合の申立書」を提出してください。

オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

10. 定期受付終了後の新規申請受付について

10-1 随時受付、中間年受付を実施する自治体

- 随時受付、中間年受付を実施する自治体を表-15に示します。表に記載されていない自治体は定期受付後に新規の受付は実施していません。

表-15 随時受付、中間年受付を実施する自治体

追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体
中間年受付	石狩・空知	北広島市、新篠津村
	後志	
	渡島・檜山	七飯町
	胆振・日高	日高町
	上川	東川町
	留萌	
	宗谷	稚内市、枝幸町
	オホーツク	網走市、網走地区消防組合
	十勝	幕別町
随時受付	石狩・空知	夕張市、深川市、南幌町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、沼田町
	後志	小樽市、二セコ町、京極町
	渡島・檜山	森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町
	胆振・日高	伊達市
	上川	東神楽町、美瑛町、中富良野町、音威子府村、中川町
	留萌	留萌市、小平町
	宗谷	浜頓別町、中頓別町
	オホーツク	滝上町、大空町
	十勝	大樹町
	釧路・根室	白糠町

10-2 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

- 追加の申請の場合の証明書等に関する注意事項は表-16のとおりです。これら以外の注意事項はP37~を参照してください。

表-16 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

書類名称	注意事項
【様式3】履歴事項全部証明書の写し ※法人の場合	表-17に示す審査基準日から3ヶ月以内に発行されたものに限り、
【様式4】代表者身分証明書の写し ※個人事業主の場合	
【様式7】印鑑証明書の写し	
【様式11】納税証明書の写し	

10. 定期受付終了後の新規申請受付について

10-1 随時受付、中間年受付を実施する自治体

- 随時受付、中間年受付を実施する自治体を表-15に示します。表に記載されていない自治体は定期受付後に新規の受付は実施していません。

表-15 随時受付、中間年受付を実施する自治体

追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体
中間年受付	石狩・空知	北広島市、新篠津村
	後志	
	渡島・檜山	七飯町
	胆振・日高	日高町
	上川	東川町
	留萌	
	宗谷	稚内市、枝幸町
	オホーツク	網走市、網走地区消防組合
	十勝	幕別町
随時受付	石狩・空知	夕張市、深川市、南幌町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、沼田町
	後志	小樽市、二セコ町、京極町
	渡島・檜山	森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町
	胆振・日高	伊達市
	上川	東神楽町、美瑛町、中富良野町、音威子府村、中川町
	留萌	留萌市、小平町
	宗谷	浜頓別町、中頓別町
	オホーツク	滝上町、大空町、斜網地区廃棄物処理組合
	十勝	大樹町
	釧路・根室	白糠町

10- オホーツク地域に斜網地区廃棄物処理組合を追加

- 追加の申請の場合の証明書等に関する注意事項は表-16のとおりです。これら以外の注意事項はP39~を参照してください。

表-16 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

書類名称	注意事項
【様式3】履歴事項全部証明書の写し ※法人の場合	表-17に示す審査基準日から3ヶ月以内に発行されたものに限り、
【様式4】代表者身分証明書の写し ※個人事業主の場合	
【様式7】印鑑証明書の写し	
【様式11】納税証明書の写し	

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

10-3 随時受付及び中間年受付の審査基準日と電子申請受付期間及び資格有効期間

- 随時申請及び中間年申請の審査基準日と受付期間及び資格有効期間を表-17に示します。受付開始日になるとシステムでの電子申請が可能となります。

表-17 追加受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間 (1/2)

定期受付後の受付種類	審査基準日	受付期間	資格有効期間
中間年受付 <small>※中間年受付を行う全ての自治体</small>	令和8年12月1日	令和8年12月10日(木)～令和9年1月29日(金)	令和9年4月1日～令和10年3月31日
随時受付 <small>※随時受付を行う自治体のうち、厚沢部町、大樹町以外</small>	第1回	令和8年3月1日～令和8年3月16日(月)～令和8年4月14日(火)	令和8年5月1日～令和10年3月31日
	第2回	令和8年4月1日～令和8年4月15日(水)～令和8年5月14日(木)	令和8年6月1日～令和10年3月31日
	第3回	令和8年5月1日～令和8年5月15日(金)～令和8年6月12日(金)	令和8年7月1日～令和10年3月31日
	第4回	令和8年6月1日～令和8年6月15日(月)～令和8年7月14日(火)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第5回	令和8年7月1日～令和8年7月15日(水)～令和8年8月14日(金)	令和8年9月1日～令和10年3月31日
	第6回	令和8年8月1日～令和8年8月17日(月)～令和8年9月14日(月)	令和8年10月1日～令和10年3月31日
	第7回	令和8年9月1日～令和8年9月15日(火)～令和8年10月14日(水)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第8回	令和8年10月1日～令和8年10月15日(木)～令和8年11月13日(金)	令和8年12月1日～令和10年3月31日
	第9回	令和8年11月1日～令和8年11月16日(月)～令和8年12月14日(月)	令和9年1月1日～令和10年3月31日
	第10回	令和8年12月1日～令和8年12月15日(火)～令和9年1月14日(木)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
随時受付 <small>※厚沢部町</small>	第1回	令和8年3月1日～令和8年3月16日(月)～令和8年4月14日(火)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第2回	令和8年4月1日～令和8年4月15日(水)～令和8年5月14日(木)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第3回	令和8年5月1日～令和8年5月15日(金)～令和8年6月12日(金)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第4回	令和8年6月1日～令和8年6月15日(月)～令和8年7月14日(火)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第5回	令和8年7月1日～令和8年7月15日(水)～令和8年8月14日(金)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第6回	令和8年8月1日～令和8年8月17日(月)～令和8年9月14日(月)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第7回	令和8年9月1日～令和8年9月15日(火)～令和8年10月14日(水)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第8回	令和8年10月1日～令和8年10月15日(木)～令和8年11月13日(金)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
	第9回	令和8年11月1日～令和8年11月16日(月)～令和8年12月14日(月)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
	第10回	令和8年12月1日～令和8年12月15日(火)～令和9年1月14日(木)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
第11回	令和9年1月1日～令和9年1月15日(金)～令和9年2月12日(金)	令和9年5月1日～令和10年3月31日	
第12回	令和9年2月1日～令和9年2月15日(月)～令和9年3月12日(金)	令和9年5月1日～令和10年3月31日	

※令和9年度の随時申請の受付期間については、令和8年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

10-3 随時受付及び中間年受付の審査基準日と電子申請受付期間及び資格有効期間

- 随時申請及び中間年申請の審査基準日と受付期間及び資格有効期間を表-17に示します。受付開始日になるとシステムでの電子申請が可能となります。

表-17 追加受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間 (1/2)

定期受付後の受付種類	審査基準日	受付期間	資格有効期間
中間年受付 <small>※中間年受付を行う全ての自治体</small>	令和8年12月1日	令和8年12月10日(木)～令和9年1月29日(金)	令和9年4月1日～令和10年3月31日
随時受付 <small>※随時受付を行う自治体のうち、厚沢部町、大樹町以外の自治体</small>	第1回	令和8年3月1日～令和8年3月16日(月)～令和8年4月14日(火)	令和8年5月1日～令和10年3月31日
	第2回	令和8年4月1日～令和8年4月15日(水)～令和8年5月14日(木)	令和8年6月1日～令和10年3月31日
	第3回	令和8年5月1日～令和8年5月15日(金)～令和8年6月12日(金)	令和8年7月1日～令和10年3月31日
	第4回	令和8年6月1日～令和8年6月15日(月)～令和8年7月14日(火)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第5回	令和8年7月1日～令和8年7月15日(水)～令和8年8月14日(金)	令和8年9月1日～令和10年3月31日
	第6回	令和8年8月1日～令和8年8月17日(月)～令和8年9月14日(月)	令和8年10月1日～令和10年3月31日
	第7回	令和8年9月1日～令和8年9月15日(火)～令和8年10月14日(水)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第8回	令和8年10月1日～令和8年10月15日(木)～令和8年11月13日(金)	令和8年12月1日～令和10年3月31日
	第9回	令和8年11月1日～令和8年11月16日(月)～令和8年12月14日(月)	令和9年1月1日～令和10年3月31日
	第10回	令和8年12月1日～令和8年12月15日(火)～令和9年1月14日(木)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
随時受付 <small>※斜網地区廃棄物処理組合の第1回受付は令和8年4月1日より開始</small>	第1回	令和8年3月1日～令和8年3月16日(月)～令和8年4月14日(火)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第2回	令和8年4月1日～令和8年4月15日(水)～令和8年5月14日(木)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第3回	令和8年5月1日～令和8年5月15日(金)～令和8年6月12日(金)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第4回	令和8年6月1日～令和8年6月15日(月)～令和8年7月14日(火)	令和8年8月1日～令和10年3月31日
	第5回	令和8年7月1日～令和8年7月15日(水)～令和8年8月14日(金)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第6回	令和8年8月1日～令和8年8月17日(月)～令和8年9月14日(月)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第7回	令和8年9月1日～令和8年9月15日(火)～令和8年10月14日(水)	令和8年11月1日～令和10年3月31日
	第8回	令和8年10月1日～令和8年10月15日(木)～令和8年11月13日(金)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
	第9回	令和8年11月1日～令和8年11月16日(月)～令和8年12月14日(月)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
	第10回	令和8年12月1日～令和8年12月15日(火)～令和9年1月14日(木)	令和9年2月1日～令和10年3月31日
第11回	令和9年1月1日～令和9年1月15日(金)～令和9年2月12日(金)	令和9年5月1日～令和10年3月31日	
第12回	令和9年2月1日～令和9年2月15日(月)～令和9年3月12日(金)	令和9年5月1日～令和10年3月31日	

※令和9年度の随時申請の受付期間については、令和8年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

斜網地区廃棄物処理組合の受付開始日のみ令和8年4月1日とする旨を記載

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

表-18 自治体連絡先一覧(2/2)

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
オホーツク	網走市	財政課	0152-67-5406	北海道網走市南5条東1丁目10番地
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	佐呂間町	建設課	01587-2-1210	北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	大空町	総務課	0152-77-8092	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
	網走地区消防組合	総務課	0152-43-9487	北海道網走市南2条西4丁目2番地
路・勝・根・室・釧	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	大樹町	総務課	01558-6-2111	北海道広尾郡大樹町東本通33
	幕別町	総務課	0155-54-6608	北海道中川郡幕別町本町130番地1
	白糠町	企画財政課	01547-2-2171	北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

表-18 自治体連絡先一覧(2/2)

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
オホーツク	網走市	財政課	0152-67-5406	北海道網走市南5条東1丁目10番地
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	佐呂間町	建設課	01587-2-1210	北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	大空町	総務課	0152-77-8092	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
	網走地区消防組合	総務課	0152-43-9487	北海道網走市南2条西4丁目2番地
	斜網地区廃棄物処理組合	総務課	0152-67-5324	北海道網走市南5条東1丁目10番地
路・勝・根・室・釧	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	大樹町	総務課	01558-6-2111	北海道広尾郡大樹町東本通33
	幕別町	総務課	0155-54-6608	北海道中川郡幕別町本町130番地1
	白糠町	企画財政課	01547-2-2171	北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

斜網地区廃棄物処理組合を追加

改訂前

改訂後 (2026.4.1)

【様式8】

使用印鑑届

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	網走・稚内
北広島市	小樽市	福島町	伊達市	東神楽町	留萌市	網走市	標津町	白糠町
新篠津村	二七町	七飯町	日高町	東川町	小早町	駒子町	新穂町	
夕張市	喜桂町	森町	新野町	美瑛町	稚内市	佐呂間町	大滝町	
深川市		江刺町		上富良野町	浜頓町	滝上町	標町	
南幌町		上ノ国町		中富良野町	中頓町	大空町		
黒川町		厚沢部町		留萌子府村	枝幸町	網走地区廃棄物処理組合		
羅山町		今金町		中川町				
浦臼町								
陸奥町								
沼田町								

使用印

実印

使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出します。

〒 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。)

【様式8】

使用印鑑届

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	網走・稚内
北広島市	小樽市	福島町	伊達市	東神楽町	留萌市	網走市	標津町	白糠町
新篠津村	二七町	七飯町	日高町	東川町	小早町	駒子町	新穂町	
夕張市	喜桂町	森町	新野町	美瑛町	稚内市	佐呂間町	大滝町	
深川市		江刺町		上富良野町	浜頓町	滝上町	標町	
南幌町		上ノ国町		中富良野町	中頓町	大空町		
黒川町		厚沢部町		留萌子府村	枝幸町	網走地区廃棄物処理組合		
羅山町		今金町		中川町				
浦臼町								
陸奥町								
沼田町								

斜網地区廃棄物処理組合を追加

使用印

実印

使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出します。

〒 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。)

